

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 5 月 27 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18520615

研究課題名（和文）日本統治下の台湾における自由移民としての日本人漁民の生活様式に関する地理学的研究

研究課題名（英文）On the Immigrant's Settlement Structure of the Fishing Villages in the Former Japanese-Owned Taiwan

研究代表者 山口 守人（YAMAGUCHI MORITO）

熊本大学・文学部・名誉教授

研究者番号：30015581

研究成果の概要（和文）：沖縄漁民集落を除き，自由漁業移民集落の形成が明確に見られていたのは，東部台湾では港湾機能の地域分化の進展していた基隆市の基隆漁港界隈だけである。ここではこれら自由漁業移民の来住が，それまでに形成されてきた「民族的」棲み分けを曖昧にさせてきたかわら，継承漁撈技能の異なりからくる漁撈対象の違いから派生していた捕獲漁種の「民族」間分業も崩壊させ，自由漁業移民の受け入れ先の一つでもある企業的漁業の抬頭によって，先の「民族」間分業は請負ないし下請的な「民族」的協業関係に転移してきている。

研究成果の概要（英文）：

In Chilung-Fishing Village District, there were the regional differentiation of racial residence until now. After that, "Free Fishing Immigrant" in a large quantity have settled down on this district. Consequently, they have attached to the family-sport fishing on the fishing labor. the existing regional differentiation of racial residence fell to getting out of shape. at once, each racial prosecutor began to making the racial division of labor and cooperative work in character of a unique special system.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,000,000		1,000,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	2,600,000	480,000	3,080,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：人文地理学・人文地理学

キーワード：「日抛」台湾・東部台湾・日本人移民・官営漁業移民・自由漁業移民・生活空間・集落社会構造・「民族」間分業

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は，先行の「日本人農業移民」

研究（官営移民の吉野村，企業移民の鹿野村
...2003年3月科学研究費補助金基盤研究

(C)(1)研究成果報告書作成)を踏まえ、新たに課題化されてきた日本人漁業移民の社会形成とそこで営まれていた生活様式を明らかにせんとしたものである。その際、考慮したのは、先行の官営移民村や企業移民村のように、村立て当初から、専ら日本人のみからなる村(集落)ではなく、既成の民族的マジョリティーの展開している地域で、民族的マイノリティーがどのような社会的連携をはかりながら、産業としての漁業を、社会としての漁業集落を、それぞれ維持してきたかに着目した。併せて官営農業移民の分析では全く俎上に乗ることのなかった沖縄出身者移民の社会的性格についても検討を加えようとした。

(2) 具体的な調査地域を選定するに際し、光復(1945年)後の変貌の著しい西部台湾を避け、かつ台湾総督府が『移民の試験場』として、『台湾新民報』(1931年9月12日付)の表現を借りれば、“傳統政策を更改し、東部台湾を開放せよ”と報じているように、それまで、内地からの優良なる農民・漁民を選択し、ほぼ強制接収に近い状況のもとで造出され官有化された土地に彼らを組織的に植民させ、本島人等の該当地への移住・耕作を制限した開発政策が講じられた東部台湾とした。

(3) 官営移民・私営移民(移民斡旋会社ならびに資本的拓殖企業との契約にもとづく通称、契約移民)には、いわゆる移民者名簿なるものが整備されているが、研究対象とした自由移民(個人自由殖民とも称する)には、その種の名簿は存在せず、本研究では、それまでの現地旅行、既存文献(とくに1916年1月から1943年12月まで28年間、毎月発刊され続けた『台湾水産雑誌』)等で得た諸情報をもとに、自由漁業移民集落の存立していたと推察される現在の漁港所在地、基隆市中正区・宜蘭県蘇澳鎮南方澳・花蓮県花蓮市美崙・台東県成功鎮新港をそれぞれ選択し、現地踏査によりいわゆる日本人漁業集落の存立していた街区を推定し、該当街区の日抛時代の「土地台帳」、「地籍図」、「住民台帳」、「戸籍」などから、自由漁業移民集落の地域的範囲とその構成「名簿」の作成に挑むこととした。

2. 研究の目的

(1) 上述の1-(1)でも触れたように、いわゆる日本人漁業移民の社会形成とそこで営まれていた生活様式を、自由漁業移民の定着過程、さらにそこで営まれていた生活様式を詳らかにしながら、追求する。

(2) 一般に、自由漁業移民は、既成の民族的マジョリティーの展開している地域で、民族的マイノリティーとして、多数の既住民族とある種の連携を保ちながら共存するといわれているが、その連携の内容は如何なるものであるかを、産業としての漁業の分析から、集落社会の解析から、それぞれ明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 前述のように、自由漁業移民には、官営・私営漁業移民のように、「移民」に際しての組織的な対応機構がなく、事前にその集合体である自由漁業移民集落の存立位置すら把握することが困難である(ただし、「日抛」以前から、自由往来に近い関係にあった沖縄漁民に関しては、既に漁業集落形成はみられていた)。そこで研究者は、先行研究で移民世帯個々の定着状況を確認するために、該当集落(農業移民)の存立していた県・市政府ならびに鎮郷公所に照会したところ、「戸政事務所」ならびに「地政事務所」に紹介され、その目的を達成した事実から、今回もその轍を踏むこととし、必要に応じて、市政府・鎮郷公所、さらに該当地域の漁業関係者の団体である魚会の後援を得ることとした。具体的には、日抛時代の「土地台帳」、「地籍図」ならびに「戸籍簿」、「住民台帳」を中心とした公文書類の閲覧・解析を主たる作業とし、それらから得られた結果をもとに、現地の関係者、引き揚げてこられている当時の関係者へのインタビュー調査・アンケート調査も実施することにした。

4. 研究成果

(1) 研究期間の初年度にあたる2006年8月、上記4市鎮の関係組織を訪ね、閲覧希望の公文書類の保存状況、閲覧手続きを再確認するとともに、後程、副資・史料としてクローズ・アップされてくる『台湾水産雑誌』344冊の現地(台湾)側・日本側の所蔵機関の確認に入り、それら目次の全体を収録した『目録』の作成が可能なることを見通す。同時に、成功鎮公所・成功鎮戸政事務所、関山鎮にある台東県地政事務所等を訪ね、新港漁港界限における自由漁業移民の状況を質すが、官営漁業移民として入植(1932~1936年)した人びとの集落は存在していたが、その集落の構成世帯の入れ替わりは極く少数で、代替に自由漁業移民世帯が存在していたか否かは不明であるとの回答であった。その確認のために、既述の行政書類の閲覧を求めたが、台北駐日経済文化辦事處発行の「公文書(調査協力要請文書)」の持参を求められ、拒まれる。同様なことが、先行研究で閲覧可能であった花蓮県ならびに花蓮市の関係機関でも

繰り返される。美崙港界隈の自由漁業移民集落について質すと、新港界隈の状況と酷似していた。

(2) 2007年度早々、台北駐福岡經濟文化辦事處を訪ね、調査協力要請文書の発行を願い出たところ、同處の人事異動期を控え、引継ぎ諸事の作成等で、同願出は受理するが発行は遅れるとの回答ある。6月近くまで回答を待ちながら、上述の『台湾水産雑誌「目次」総目録』の作成を決意する。6月に入り、福岡辦事處に先きの願出の回答を求めたところ、新處長より、願出の再提出と面談要請とがあり、国益に叶うところ少なくないとの見解で、意に添えないとの回答であった(正確には、駐福岡辦事處長としての権限を越えるので、台北駐日經濟代表處との折衝を勧められる)。

(3) 直ちに、財団法人交流協会に申し出て、先きの「願出」の内容を、台北駐日經濟代表處に伝えて戴き、調査協力要請文書の発行を願い出る。2008年9月になって、日台交流センターの室長ならびに専門調査員から、愚生の願出(両者間では、愚生からの「問い合わせ」)についての回答として、台北駐日經濟文化代表處より財団法人交流協会理事長宛の往信の抜粋が届けられる。その内容は下記の通りで、駐日經濟文化代表處から内政部、さらに外交部と伝えられ、両部公署の回答として、交流協会に届けられたものを、日台交流センターで「その要旨をまとめあげられたもの」と推察される。

外交部の回答

「戸籍簿や住民・土地台帳などには個人情報に記載されているものがあり、個人情報保護のため、在外公館は公的機関として、閲覧許可協力の要請を出すことはできない。」

内政部戸籍行政科の回答

戸籍簿や住民台帳は日本と同じく、原則として関係者しか閲覧できない。例外は2つ、一つは関係者の同意を得ること、二つは研究者個人名義で各地域所轄の戸籍事務所に閲覧の申請を提出し、その事務所が「個人情報保護」と「公共利益増進」という基準で研究内容を審査し、もし「公共利益増進」が「個人情報保護」を上回ると判断された場合、閲覧の許可が下りうる。

なお、土地台帳(いわゆる登記簿)には、個人情報の記載の有無により、関係者しか申請できない資料と、誰でも(外国人)閲覧できるものがあり、もし閲覧を申請するものが後者であれば協力に応じられる。

(4) (3)の見解を携え、2008年11月に東部台湾の既述の4漁港現地にそれぞれ聴き取り調査に入るが、6月10日に尖閣諸島の沖合で発生した台湾の遊漁船と日本の海上保安庁巡視艇との接触による「遊漁船沈没事件」で、その後の現地(東部台湾)の住民、とくに漁業関係者の対日感情が極端に悪く、調査不可能に近い状況に追い込まれ、現地所蔵の文献複写作業に切り換え、本研究の副次目標ともなってきた『台湾水産雑誌』全344冊の『目次総目録』を完成し、本研究の「中間報告書」として簡易製本する。

(5) 2010年2月、現地の漁業関係者の対日感情が沈静化したとの報を受けて、再び「外交部・内政部」の回答(日台交流センターからの要約文)を携えて、主に基隆市中正区・蘇澳鎮南方澳に関する行政文書類の閲覧交渉に入り、突如、閲覧中止を求められた中正戸政事務所以外では、宜蘭県戸政事務所・同県地政事務所、蘇澳公所、蘇澳地区魚会、中正区公所・中正地政事務所の対応よく、期待した資・史料の取得となった。下述の(6)以下の記述はその整理結果である。なお、蘇澳鎮南方澳に存立していた入植者漁業移民集落は、官営漁業移民として入植した45世帯(戸)が中核で、同移民の入植地である「南方澳1番地14~49」の地籍には、さらに4世帯の漁業移民が認められるが、彼らが自由漁業移民であるか否かはなお確認できず、現段階で言えることは、彼らの氏名が「官営漁業移民名簿」に掲載されていないという事実である。従って、その漁業集落の性格は、同じく官営漁業移民集落である花蓮市の美崙漁港、台東県成功鎮の新港漁港と殆ど同類であるので、これ以上の記載を省くことにする。

(6) 自由漁業移民集落の分析に耐えられる資・史料の取得の見通しが立つようになったのは、2008年10月下旬に届いた再度来訪面談の上での内容を記した封書が送られてきた時点である。この間、『台湾水産雑誌』158号に付録として掲載されていた『臺灣發動機附漁船名々録(1928年12月末現在)』の分析を契機に、表1のような内容を導き出し、基隆漁港の全島的地位とその推移、さらに基隆港船籍の船主の地理的分布とその「民族的構成」を探った。

(7) 表1の(B)-iと(B)-ii・iiiとの対比から推察されることは、官営漁業移民の入植地となった蘇澳郡南方澳、台東庁新港区では、本土人による自営漁民の定着・育成が目途であったことが明白であるが、基隆市・郡のこの状況は一部に本島人との合併もあるが、本土の漁業資本が、さらにそれまで本土諸漁港を根拠地に、東部台湾の沿岸・沖合海域を漁

場としてきた自営漁民が、進出ないし挙家移住してきた結果である。当時の地元住民から、「漁師町」と呼ばれてきた旧町名での入船町1～2丁目（現在の港灣段1～4小段）・濱町（正濱段）・社寮町1～2丁目（和平1～2小段）と、分布状況が相当異なるのは、自営漁民層に「発動機付漁船所有者」と「手漕漁船所有者」とがあり、前者は、本土で既に企業化した進出の漁業資本と何らかの連携を保持する必要性からこのような分布形態をとっているものと見なしている。後者がいわゆる漁師町の担い手で、「日本型櫓漕船」・「支那型漁船」・サバコと呼ばれる「沖縄型漁船」であった。

表1 基隆漁港の全島の地位とその推移（A）
ならびに基隆漁港船籍の船主の地理的分布と
その「民族」的構成 1928年（B）

(A)		1928年	1930年	1933年	1935年	1937年	1939年
台北州	基隆市郡	321	347	160	164	282	309
	蘇澳郡	67	100	91	138	160	98
	その他	12	9		11	16	26
花蓮港庁				2			11
台東庁	新港	1	4			26	
	その他	7	6	13		11	33
新竹州		26	26	29		22	21
台中州		2	3	7		2	2
台南州		22	32	32		18	17
高雄州		172	227	126		306	282
澎湖庁		46	80	32	51	111	82
本土						8	

出典）1930年... 台湾水産雑誌 175号
1933年... 同 上 224～226号
1935年... 同 上 243～245号
1937年... 同 上 269～272号
1939年... 同 上 294～295号

(B) - i

	哨船頭	鼻子頭	三沙湾	八尺門	その他
本土人*	83	53	50	5	17
本島人*	4	10		1	33
原住民*					3
企業**	37	8		4	13

(B) - ii

	北方澳	南方澳	蘇澳	功勞埔	その他
本土人*		38	2		10
本島人*	12		2	2	1
原住民*					
企業**					

(B) - iii

	新港区	成広澳区	火燒島区
本土人*	1	1	2
本島人*			3
原住民*			1
企業**			

* ... 個人名義、本土人はいわゆる内地人、本島人は漢人、原住民は、現公称の原住民を指す。
**... 会社名義を指すが、(B) - iの「その他」に、2隻だけ官公庁名義が含まれている。

(8) 当時の「漁師町」の住民実態を把握するために、基隆市中正区公所との度重なる交渉の結果、閲覧許可を得、整理し始めたのが、同公所保管の日據時代行政文書類中の『全戸戸籍謄本（均含記事）』（当時、戸口調査簿と称す）であった。同行政文書の前出の旧3町（社寮・入船・濱）分の閲覧を希望し、表2を作成したが、作業途中で、理由なく、不許可となり、関係する全戸を転記し、終えたか否か、なお不明であるが、現段階での解釈資料として提示しておくことにする。原簿の住所には番地が洩れなく記載されており、地籍図等による照合が可能な状況にあったが、前述のように突然の作業中断に遭遇し、適わな

かったが、同一の「民族」の住所番地がある程度連なり、それを断ち切るように、異なる

表2 基隆「漁師町」の住民構成（1940年？）

単位：戸

	社寮町	濱町	入船町
本島人	100	12	13
福建人	14		
原住民族	2		
朝鮮人	65		1
沖縄県人	50		8
本土人	106*1		49*2

*1... 主要な出身県としては、鹿児島県(17戸)、長崎県(16戸)、宮崎県(12戸)、大分県(10戸)愛媛県(10戸)などが挙げられる。
*2... 出身地は、1都1府13県にわたっている。

出典：基隆市中正区所蔵の『全戸戸籍謄本』
日據時代の『戸口調査簿』による。

「民族」の番地が入り込み、暫くするとそれがまた切れて、ほかの「民族」の居地が出現していることを繰り返していることが見られることから、「民族」的棲み分けが崩れつつも存在していたことは確かである。本表には現れていないが、先の『戸口調査簿』を転記しながら気付いたことは、寄留者を複数抱えた「家持ち風」の住民と、明らかに「借家居住風」の住民とが際立って見えたことである。つまり、自由漁業移民としての入り込みは、本土等の自営漁業者の台湾への転進という側面もあることは否定できないが、むしろ企業的漁業や自営漁業者にとっては、漁業労働者提供という性格が強かったのではないだろうか。事実、『台湾水産雑誌』251号に掲載されている「基隆市營漁民住宅に就いて」と題する井上治三郎氏論稿には、漁業者住宅計画の理由とその進捗状況を下記のように記述している。

基隆市の水産業は、逐年異常の發達を見今や従業者六千人發動機付漁船三百餘隻九千噸に近く總水産額は七百萬圓に上り當市産業中の大宗として之が振否は一般市況に影響する所極めて大なるものがある。然るに従來斯業に従事する漁船は市内入船町の船溜竝に港内各岸壁の至る處に蟻集し、一般航洋船舶の出入碇泊に鈔なからざる支障を來す状態であったので、茲に専用漁港を築設して港灣整理を断行.....中略.....市内濱町及社寮町間の抱有水面に七萬坪を以て、之に充つべく岸壁築造及浚渫竝淺海の埋立護岸整理の工事に着手し、昭和六年に略々埋立及浚渫を終り、更に制水堤築造其他の一切の工事は昭和九年六月完成を見たのである。然し如何に浚渫竝繫船設備を施したとしても實質的に漁港としての機能を十分に發揮せしむ爲めには背面陸上に於ける給水給油給水其他出漁準備設備、漁獲物の取引機關其他處理上必要なる施設燃料及漁船需要品供給に必要な施設漁業者住宅集會場共同浴場竝漁業者生活上必須の設備等の各條件の完成を要するのは言を俟

たない.....中略.....而して漁港移轉に直接の關連を有するに對する一切の移動に支障なき程度の住宅其他陸上諸設備は擧げて之を國庫の施設に待つのに至當なるを認めると雖も國費多端にして急施を望み難く、一般漁業者に對し各個に負擔資金の調達を求むるは到底之を具現することを得ない.....中略.....百年の禍根を残す處あるを以て當市は自ら經營の任に當り速かに本事業の完成に努むるの良策なるを認め、更に又漁業界將來の爲め經營の合理化生活の改善共同事業の將勵等局面打開に必要な充分の指導を爲し實際に即したる施設經營を行はんが爲め國庫及州の補助金を仰ぎ且つ自ら財政上の負擔を爲し本事業の實施をなした由である。

市営漁民住宅は、社寮町地先の埋立造成地である国有地約 3000 坪余の無償貸下を受け、更に 200 坪前後の民有地を買収。それに加えて台湾水産株式会社の濱町にある社有地約 2720 坪余を充てた。このほか、相当資力のある漁業者に対しては付近に土地を求め、水産業者建築信用購買利用組合を組織させ、州及び市の補助を受けて、それぞれ任意の住宅建築を推し進めている。つまり先述の自営漁業者の上層部、「家持ち風」漁民の改進の姿である。これに対し、社寮町・濱町の無償貸下地ならびに買収地に建設された「市営漁民住宅」は、1 戸当敷地坪数約 15~25 坪、同建坪約 7~9 坪の 2 間等の賃貸住宅（1 か月の住宅使用料：6~8.5 円、1936 年 2 月現在）で、当時、供用されていた社寮町の 43 棟 164 戸、濱町の 10 棟 36 戸の人居者は自営漁業者 17 戸（すべて本土人）、被傭者（漁業労働者）は 101 戸で、本土人 70 戸、朝鮮人 29 戸、本島人 2 戸の構成であった。つまり、基隆港湾の機能分化に伴う「漁港」の整備事業を介して、さらに激しい自由漁業移民の流入などによって、これまでの「民族」的棲み分けの垣根が崩れ始めてきているのである。

(9) この「崩れ現象」を確認する意味あいから、本土引揚げの元漁業体験者、地元基隆住民である漁業関係者に聴取調査を実施したところ、表現こそ異なるが、下記のような内容が浮かび上がってきた。

基隆漁業の漁獲物の 8 割強が、公設魚市場を経て基隆市外に出荷されているために、水揚げされる魚種は、「民族」の伝統的漁法と深く絡み合っている。つまり、進出してきた本土漁業企業は、汽船によるトロール漁業、さらに大型発動機船を介して、遠洋での底曳網・鰹釣に、中小型発動機船を有する自営漁業民は、カジキ・マグロ・フカ・タイの延縄、カジキの突棒を主としていた。無発動機船である日本型櫓漕船は沿岸で、タイほかの延

縄を、支那型のものには連子鯛を、沖縄型のものにはイワシを、それぞれ主な捕獲対象としていたとのことである。それゆえ、結果的には「民族」間の捕獲対象魚種の分業化は存在していたが、それぞれ伝統的漁法のなかでの改善過程として捉えていたので、当事者たちには「民族」間分業として意識されることはなかったように思われるとのことであった。それよりも、当事者たちは、それぞれの独自の漁法が、所属「民族」の集住の空間規模が縮小化あるいは分断化されて行くことで、小規模化し、漁業維持が困難になっていくのではと恐れている。本件とは別に、たとえば、大量の「生き餌」のイワシを必要とするカツオ釣漁を営む企業並びに大型発動機船を保有する自営漁業では、特定の中小型発動機船を有する自営漁業者、さらに櫓漕船のみの保有の自営漁業者などと連携し、「民族」間での協業関係も作り出していたと伝えられている。

しかし、前述の「民族」間分業・協業関係が、当該の基隆地域内の、さらに当該地域外も含めた事業体相互の空間システムとして、どの程度の安定性を保持していたものであったかについては、なお考証が必要である。なお、地元基隆の漁業者のなかでは、朝鮮本籍の人びとを自由漁業移民と見なし、「被傭者」、すなわち漁業労働者として、沖縄本籍の人びとを無発動機船舶の自営漁業者として認識していたようである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

山口守人著(2009)「石垣島における台湾系住民社会の誕生経緯について」 熊本地理 第 20 巻 pp.9~18 査読有

山口守人著(2008)「“土地台帳”・“地籍図”に秘められた“地域社会プラン”」 尚絅学園研究紀要 第 2 巻 pp.51~64 査読有

山口守人著(2006)「日本統治下の台湾における糖業と原料採取区域について」 熊本地理 第 17 巻 pp.14~24 査読有

〔学会発表〕(計 1 件)

山口守人(2009)「石垣島における台湾系住民の定着過程について」 熊本地理学会夏季大会 2009 年 8 月 10 日 熊本大学教育学部

〔図書〕(計 1 件)

山口守人編(2009)『台湾水産雑誌「目次」総目録(第 1 号~第 344 号)』 2006~2009 年度科研費基盤(C)(1)研究成果中間報

告書 pp.1 ~ 267 熊本大学文学部共同
印刷室

6 . 研究組織

(1)研究代表者

山口 守人(YAMAGUCHI MORITO)

熊本大学・文学部・名誉教授

研究者番号：30015581